⑵　炭素繊維であって、次のア及びイに該当するもの
ア　比弾性率が14,650,000メートルを超えるもの
イ　比強度が268,200メートルを超えるもの
⑶　無機繊維であって、次のア及びイに該当するもの
ア　比弾性率が2,540,000メートルを超えるもの
イ　不活性の環境における融点、軟化点、分解点又は昇華温度が1,649度を超えるもの
⑷　次のいずれかに該当するものからなる繊維又は当該繊維と⑴から⑶までのいずれかに該当する繊維とを混繊した繊維
ア　133⑴に該当する芳香族ポリエーテルイミド
イ　133⑵から⑷までのいずれかに該当するもの
⑸　プリプレグ（次のウ又はエに該当するものを除く。）又はプリフォームであって、次のア及びイを使用したもの
ア　次のいずれかに該当するもの
㈠　⑶に該当する無機繊維
㈡　有機繊維又は炭素繊維であって、次のａ及びｂに該当するもの
ａ　比弾性率が10,150,000メートルを超えるもの
ｂ　比強度が177,000メートルを超えるもの
イ　次のいずれかに該当する樹脂
㈠　134に該当するもの
㈡　フェノール樹脂であって、動的機械分析によって測定したガラス転移点が180度以上のもの
㈢　動的機械分析によって測定したガラス転移点が232度以上のもの（フェノール樹脂及び㈠に該当するものを除く。）
ウ　民間航空機の補修のためのプリプレグ（炭素繊維にエポキシ樹脂を含浸させたものに限る。）であって、次の㈠から㈢までの全てに該当するもの
㈠　面積（最大投影面積をいう。）が１平方メートル以下のもの
㈡　一辺の長さが2.5メートル以下のもの
㈢　幅が15ミリメートルを超えるもの
エ　25ミリメートル以下の長さに機械的に切断又は加工された炭素繊維に、133又は134⑴以外に該当する樹脂又はピッチを含浸させたもの
⑹　炭素繊維精製及び生産関連機器の前駆体として使用可能なポリアクリルニトリル繊維
136　粒子の径が60マイクロメートル以下のほう素であって、ほう素の重量比による純度が85パーセント以上のもの若しくはその混合物、粒子の径が60マイクロメートル以下のほう素合金であって、ほう素の重量比が85パーセント以上のもの若しくはその混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン（アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによってカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）
137　電波の吸収材又は導電性高分子であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　電波の吸収材として使用するように設計したものであって、周波数が200メガヘルツ超３テラヘルツ未満のもの
⑵　電波の吸収材として使用するように設計したものであって、周波数が150テラヘルツ超370テラヘルツ未満のもののうち、可視光を透過しないもの
⑶　導電性高分子であって、体積導電率が10キロジーメンス毎メートルを超えるもの又は表面抵抗率が100オーム未満のもののうち、次のいずれかの重合体からなるもの
ア　ポリアニリン
イ　ポリパイロール
ウ　ポリチオフェン
エ　ポリフェニレンビニレン
オ　ポリサイニレンビニレン
138　次のいずれかを内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体
⑴　４、41若しくは75のいずれかに該当する物資を設計、製造若しくは使用するために設計したプログラム又はこれらの物資の設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）
⑵　14、15、20、37、39、40、42から44まで、45⑴から⑷まで、46から66まで、80から82まで、83⑴から⑶まで、84、86から89まで、94から98まで、101⑴、102⑴若しくは⑵、103⑴若しくは⑶、104、105⑴ウ若しくはエ、106から118（⑴を除く。）まで、121、123、124⑺、125、126、135（⑷から⑹までを除く。）又は137⑶に該当する物資の設計、製造若しくは使用に係る技術又はこの表に掲げられていない物資がこれらの物資の機能を果たすことができるように設計したプログラム
⑶　23、77から79まで、83⑷若しくは85のいずれかに該当する物資の設計若しくは製造に係る技術
⑷　38⑴から⑷までのいずれかに該当する物資を設計若しくは製造するために設計したプログラム又はこれらの物資の設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）
⑸　67から69まで、76若しくは90のいずれかに該当する物資の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）
⑹　45⑸から⑺まで、101⑵、102⑶、103⑵若しくは105（⑴ウ及びエを除く。）のいずれかに該当する物資又はこれらの物資の部分品、試験装置、検査装置若しくは製造装置に係る技術その他関連技術
⑺　122若しくは135⑷から⑹までに該当する物資を設計するために設計したプログラム又はこれらの物資の設計、製造若しくは修理に係る技術（プログラムを除く。）
⑻　130⑶、135⑴から⑶まで若しくは137⑶のいずれかに該当する物資を設計するために設計したプログラム又はこれらの物資若しくはプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）
⑼　132若しくは137⑴若しくは⑵に該当する物資を設計するために設計したプログラム又はこれらの物資の設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）

別表第６　奢侈品

１　牛の肉（冷凍したものに限る。）
２　まぐろのフィレ（冷凍したものに限る。）
３　キャビア又は魚卵から調製したキャビア代用物
４　アルコール飲料
５　製造たばこ又は製造たばこ代用品
６　香水類又はオーデコロン類
７　美容用、メーキャップ用若しくは皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。）又はマニキュア用若しくはペディキュア用の調製品
８　トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）
９　ハンドバッグ（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）
10　財布その他のポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）
11　衣類又は衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）
12　毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品又は人造毛皮製品